

神奈川県立産業技術短期大学校評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 産業技術短期大学校の教育研究活動等の状況についての評価に関する意見を広く学外に求めるため、神奈川県立産業技術短期大学校評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

なお、委員会は、地方自治法第138条の4第3項の規定による法律又は条例により設置された附属機関ではない。

(構成員)

第2条 委員会の構成員は、別表のとおりとする。

(座長)

第3条 委員会に座長を置き、構成員の互選により定める。

2 座長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議事項)

第4条 委員会は、校の評価について意見交換を行う。

2 座長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(産業人材課への報告)

第5条 校長は、評価の意見交換内容を産業人材課長に報告する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、校長が別に定める。

【附則】

この要綱は、令和7年2月6日から施行する。